

すべての住宅に 住宅用火災警報器の設置が 義務付けられています!!



全国で実施した住宅用火災警報器設置状況調査の結果、
全国の設置率が約80%に対し、上小地域は約70%と、
全国平均よりも約10%低い設置率でした。

火災による逃げ遅れ防止や、火災の早期発見のために住宅用火災警報器を
設置しましょう。

○ 上田広域消防本部管内での奏功事例

事例1：家人が天ぷら鍋をかけたまま隣人と玄関で立ち話をしていた。住宅用火災警報器の音に気が付き
台所へ行くと天ぷら鍋から炎が上がっていた。隣家の消火器で初期消火に成功し、ガスコンロと鍋
を焦がしただけで済んだ。

事例2：家人が魚を焼いていることを忘れて外出した。2階で留守番をしていた家族が住宅用火災警報器
の音に気が付き、台所へ行くと、グリルから火が出ていたため、水道水で初期消火した。早期の発
見により大事に至らなかった。



この他にも、住宅用火災警報器を設置していたため、火災の発生を早期に気が付くことができ、
大事に至らなかった事例があります。まだ設置していないお宅は早急に設置しましょう。

○ 住宅用火災警報器の設置場所

寝室
子供部屋 } 煙式の住宅用火災警報器が設置義務です。
2階以上の階に寝室がある場合は階段にも必要です。
台所には設置義務はありませんが設置が望まれます。

○ 住宅用火災警報器の電池切れにご注意

電池式の住宅用火災警報器の電池は、
概ね5年から10年で交換時期となり、電池がなくなっ
てくると警報音やランプで知らせてくれます。
住宅用火災警報器の電池が切れていては、いざという時に
役に立ちませんので、定期的に作動テストを行ってください。
電池が切れている場合は、電池交換や本体の交換をしましょう。



住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、消防本部予防課(26-0029)またはお近くの消防署まで。